

## 犬山市附属機関設置条例（抄）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律又は他の条例で定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市長、教育委員会及び農業委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表第 1 から別表第 4 までのとおりとする。

（委員の委嘱等）

第 3 条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特例）

第 4 条 第 2 条の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第 5 条 特別又は専門の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、特別又は専門の事項に関する調査又は審議が終了したときに解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第 6 条 附属機関は、特別又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（守秘義務）

第 7 条 附属機関の委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、市長等が規則で定める。

別表第 1（第 2 条関係）

市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
〽 略 〽	〽 略 〽	〽 略 〽	〽 略 〽
犬山市観光 戦略会議	市長の諮問に応じ、犬山市観光戦略の策定及び推進に関する事項について審議する。	1 2 人以内	2 年
〽 略 〽	〽 略 〽	〽 略 〽	〽 略 〽

別表第 2 ～ 別表第 4 略